

岐阜県県民協働による未利用材の搬出促進事業実施要領

- [平成24年3月23日 県流第661号]
- [一部改正 平成25年4月1日 県流第14号]
- [一部改正 平成26年3月19日 県流第700号]
- [一部改正 平成27年3月19日 県流第688号]
- [一部改正 令和2年3月27日 県流第771号]
- [一部改正 令和3年3月24日 県流第827号]

第1 趣旨

本事業は、市町村、地域住民等が一体となり間伐施業等に伴い生じる未利用材の搬出促進を図ることにより未利用材資源の有効利用を図るとともに、豪雨時における流木災害の防止に資する。

事業の実施にあたっては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）及び清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱（平成24年3月23日付け環政第731号環境生活部長、林第756号林政部長通知。以下「要綱」という。）、岐阜県林政部所管補助金等確認要領（平成18年4月1日付け林第65号林政課長通知。以下「確認要領」という。）によるほか、この要領に定めるところによる。

第2 補助事業者

本事業の補助事業者等は、要綱別表第1に定める。

なお、間接補助事業者等は、次のとおりとする。

- (1) 地域で組織する協議会
- (2) NPO法人
- (3) バイオマス加工事業者
- (4) 森林組合等林業事業体
- (5) その他知事が認めるもの

第3 対象事業

- 1 本事業の補助対象経費は、要綱別表第1に定める経費とする。

ただし、間接補助事業者等が自ら利用する未利用材の搬出・運搬の取引を除く。

また、搬出する木材は、造林補助事業等他事業の補助対象と重複しないよう明確に区分する。

搬出機械の導入は、本補助事業により未利用材の搬出・運搬の取引を行う者に限る。

なお、搬出機械の導入は原則レンタルによるものとし、使用頻度等を勘案して購入が適当と認められる場合には購入によるものとする。

- 2 事業実施期間は、当該年度の交付決定を受けた日から3月10日までとする。

第4 事業計画書の提出

間接補助事業者等は、市町村の定める補助金交付規則等に基づき、事業計画書を市町村長（以下「補助事業者等」）に提出する。

補助事業者等は、間接補助事業者等から提出のあった事業計画書を県民協働による未利用材の搬出促進事業計画書（以下、「事業計画」という。）（別記第1号様式）に取りまとめ、所管する農林事務所長（以下、「所長」という。）に提出する。

第5 事業計画の承認

- 1 所長は、前項に基づき提出があった事業計画の内容を審査し、これを適正と認めた

場合は、補助事業者等に事業計画承認（別記第2号様式）を通知する。

なお、承認にあたり、所長はあらかじめ知事に協議する。

上記通知を受けた補助事業者等は、間接補助事業者等に同様の通知を行う。

- 2 所長は、前項の承認を行った場合は、事業計画総括表（別記第3号様式）を作成し、知事に提出する。

第6 補助金の内示

- 1 知事は、要領第5の2に基づき提出された事業計画総括表を確認し、予算の範囲内で当該年度の補助予定額を決定し、所長に通知する。
- 2 所長は、補助事業者等に補助予定額を通知し、通知を受けた補助事業者等は、間接補助事業者等に通知する。

第7 補助金の交付申請

補助事業者等は、要領第6に基づき通知を受けたときは、規則第4条及び要綱第4条に基づき補助金交付申請書（要綱第1号様式）を作成し、次の書類を添えて所長に提出する。

- ・ 県民協働による未利用材の搬出促進事業計画書（別記第1号様式の別紙1）
- ・ 収支予算書（要綱第2号様式）

第8 補助金の交付決定

所長は、要領第7に基づき補助金交付申請書の提出を受けたときは、補助金交付申請書の内容を確認し、補助金の交付決定（別記第4号様式）を通知する。

通知を受けた補助事業者等は、間接補助事業等の交付決定にあたり、要綱第5条に規定する条件を付するものとする。

第9 事業計画の変更

- 1 補助事業者等は、要領第5に基づき承認された事業計画の内容に変更が生じた場合、重要な変更（要綱別表第2に定める）においては、要綱に規定する事業計画変更承認申請書（要綱第3号様式）に次の書類を添えて所長に申請を行う。
 - ・ 県民協働による未利用材の搬出促進事業変更計画書（別記第1号様式の別紙1）
- 2 所長は、事業計画変更承認申請書の提出を受けたときは、事業計画の内容を審査し、適正と認めた場合は、補助事業者等に事業計画変更の承認（別記第2号様式）を通知する。
- 3 所長は、前項の承認を行った場合は、事業計画変更総括表（別記第3号様式）を作成し、知事に報告する。

第10 補助金の変更交付申請

補助事業者等は、要領第9の2に基づき通知を受けたときは、補助金変更交付申請書（別記第5号様式）に必要な書類を添えて所長に提出する。

第11 補助金の交付決定の変更

所長は、補助事業者等から補助金変更交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めたときは、補助金交付決定の変更（別記第6号様式）を補助事業者等に通知する。

通知を受けた補助事業者等は、間接補助事業等の交付決定の変更にあたり、要綱第5条第2項に規定する条件を付するものとする。

第12 事業の着手

事業の着手は、交付決定に基づき行う。ただし、当該年度内においてやむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合には、補助事業者等は、あらかじめ交付決定前着手届（別記第7号様式）を所長に提出する。

第13 実績報告

- 1 補助事業者等は、事業が完了したときは、実績報告書（要綱第6号様式）を作成し、次の書類を添えて所長へ提出する。
 - ・ 県民協働による未利用材の搬出促進事業実績報告書（別記第8号様式）
 - ・ 補助金精算書（要綱第7号様式）
 - ・ 収支決算書（要綱第8号様式）
 - ・ 財産管理台帳（別記第9号様式）
- 2 実績報告書の提出を受けた所長は、確認要領に基づき当該事業の確認を行う。

第14 搬出機械の維持管理

1 管理方法

間接補助事業者等は、補助対象の搬出機械（以下、機械という）の維持管理の現状を明確にするため、機械の種類、品名・規格、価格、取得年月日、保管場所等を記載した財産台帳を備え、適正に管理するとともに、常に良好な状態で維持することに努める。

なお、耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）（以下、「大蔵省令」という。）に定める期間とする。

2 報告

財産台帳を備えた場合は、速やかに補助事業者等に報告する。

第15 補助金額の確定

所長は、要領第13の2の確認の結果、事業内容が適正であると認めたときは、規則第14条に基づき額の確定（別記第10号様式）を行い、通知を受けた補助事業者等は、間接補助事業者等に通知する。

第16 報告等

所長は、確認結果等に基づき、翌年度の4月30日までに事業実績総括表（別記第11号様式）に実績報告書の写しを添えて知事に提出する。

第17 県の補助により導入した旨の表示

間接補助事業者等は、「清流の国ぎふ森林環境基金」を活用した機械であることを明確にするため、機械に事業名、事業種目名、施工年度、事業主体名等を表示する。

第18 財産処分の制限

間接補助事業者等は、機械を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、あらかじめ、補助事業者等と協議し、補助事業者等は知事と協議した後、財産処分承認申請書（別記第12号様式）を補助事業者等に提出し、その承認を受けるものとする。

提出を受けた補助事業者等は、当該申請に基づき内容を審査し、意見を付して知事に申請し、その承認を受けるものとする。ただし、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間、又は農林水産大臣が定める期間を経過したものについては、「承認申請」

を「報告」に読み替える。

第19 書類、帳簿等の整備及び保管

間接補助事業者等および補助事業者等は、補助事業に係る経理及び処理経過が明確にわかるよう取引明細及び買入量等補助事業に係る証拠関係書類及び簿冊を整備し、補助事業完了後5年間保存する。

ただし、補助事業により取得または効用の増加した財産について、処分制限期間内は、当該補助事業の経理にかかる書類を保存する。

第20 効果検証

間接補助事業者等は、要綱第10条に基づき、事業完了後、県が実施する当該事業に関するアンケート調査に協力し、その結果を知事に報告する。

附 則

この要領は、平成24年度予算に係るものから適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成25年度予算に係るものから適用する。
- 2 平成26年3月11日から同年3月31日までに要領第3第1項に基づき実施される未利用材の取引については、要領第3第2項の規定にかかわらず、次年度における補助対象事業としてみなすことができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成26年度予算に係るものから適用する。
- 2 平成27年3月11日から同年3月31日までに要領第3第1項に基づき実施される未利用材の取引については、要領第3第2項の規定にかかわらず、次年度における補助対象事業としてみなすことができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、前年度予算に係るものから適用する。
- 2 3月11日から3月31日までに要領第3第1項に基づき実施される未利用材の取引については、要領第3第2項の規定にかかわらず、次年度における補助対象事業としてみなすことができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和2年度予算に係るものから適用する。
- 2 3月11日から3月31日までに要領第3第1項に基づき実施される未利用材の取引については、要領第3第2項の規定にかかわらず、次年度における補助対象事業としてみなすことができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和3年度予算に係るものから適用する。
- 2 3月11日から3月31日までに要領第3第1項に基づき実施される未利用材の取引については、要領第3第2項の規定にかかわらず、次年度における補助対象事業としてみなすことができるものとする。